

1971年 第22回 宜野湾市議会(定例会) 会議録

1. 6月24日(第7日目) 午前 2時 2分開議
午後 3時 38分散会

2. 出席議員(20名)

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎 | 2番 島 徳 吉 |
| 3番 大 川 正 雄 | 4番 天 久 盛 雄 |
| 5番 宮 城 正 光 | 6番 稲 福 仁 正 |
| 7番 宮 城 仁 政 | 8番 又 吉 正 弘 |
| 9番 宮 里 敏 行 | 10番 比 嘉 守 盛 |
| 11番 安次富 盛 信 | 12番 崎 間 正 篤 |
| 13番 柳 原 藤 信 | 14番 仲 村 春 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 鹿 嶋 行 興 |
| 17番 多和田 真 一 | 18番 大 川 昇 |
| 19番 玉那覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 比 嘉 清 次郎 |

3. 欠席議員(2名)

16番 鹿嶋 行男 22番 比嘉 清次郎

4. 議事説明員

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 市 長 崎 間 健一郎 | 助 役 沢 崎 安 一 |
| 収 入 役 只 屋 好 水 | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 比 嘉 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 雄 |
| 税 務 課 長 比 嘉 福 一 | 農林課長 崎 間 正 篤 |
| 商工観光課長 柳 原 藤 信 | 都市課長 新 垣 和 夫 |
| 建 設 課 長 崎 間 健 一 | 消防長 大 川 昇 |
| 固定資産
評価室長 比 嘉 義 定 | |

水道部長 仲村 春 盛 営業課長 奥 里 将 弘
 会計課長 天 久 実 工務課長 金 城 健 栄

5. 事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男 庶務係長 照 屋 毅
 議事係長 島 袋 真 由 書 記 仲 村 春 夫
 書 記 比 嘉 定 治

6. 議事日程(第 7 号) 1971年6月24日(木 曜)

日程第 1	議案第45号 1970年度宜野湾市水道 事業会計予算
日程第 2	議案第59号 財産の取得並に契約に ついて
日程第 3	
日程第 4	

議長

定足数に達しておりますので、只今から
第7日目の本会議を開きます。(午後2時2分)

議長

暫く休憩いたします。(午後2時3分)
再開いたします。(午後2時8分)

議長

日程第1.議案第45号.1972年度宜野湾
市水道事業会計予算を議題といたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時5分)
再開いたします。(午後2時13分)

19番

最初にですね、10頁の72年度の水道
事業計画書の中で事業費の7項、排水施設
費が前年度より50,610,000円の減額に
なっておりますか。この件について御説明
願います。

営業課長

御説明申し上げます。排水施設費
が前年にくらべて、50,000,000円減に成

っております。これは、上程の際も一応申し
上げましたけど、水道事業は殆んど企業債
で他の財産を求めております。72年度にお
いては、いわゆる水道事業が財源として
政府の資金運用部、市町村割当の資金
が72年度はなっております。それで、

19番、

資金運用部からの財源が融資できた
もので、それだけ無理だということなんです
ね。

営業課長

はい、この22,000,-はあくまでも
内部資金で、今までは大体30,000位
の融資をうけてやっております。

19番、

排水施設は、市内全般的に見て完
備されておりますと、ここまでは行ってござ
るけれども、資金運用部の資金が72年
度に融資できたということと、内部の
30,000,-は余りでやっておりますと
いうことです。

営業課長

我々の計画では工事量はあったん
です。結局財源がなりましたためにこれは、

19番.

はい、解りました。それとですね、22頁
のですね、委託費の中にですね、これが22.8
18.1ドルに上っておりますか。その説明の
中で集金事務委託料は7セントの10,000
検、それで検針事務委託料は3セントの
12,500と、計算書事務委託も12,500と
いうふうに数字が出ておりますか、その
10,000検と後、この12,500という関係は
ですね、どういう訳でこの数字的に違
っておりますか。

営業課長

これは現在ですね、当水道部の集金
形態は、納付書と集金の両方でやってあ
ります。外人地域の場合は、外人が納
付書によつてですね、一応は、集金事務
がいはおさされております。

19番.

外人の場合は、集金地域がいはす
たと。

営業課長

(爆音のため聴取不能。)

19番.

そうすると、2,500は、外人地域た
と、いうふうに理解して、はい、訳で
ですね、はい。

解りました。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時16分)
再開いたします。(" 2時27分)

19番

26頁の負担金、これは沖水協、日水協、九州支部、各々わかれてありますか。これは一応沖水協、それから日水協、九州支部、これは各々変、ていふ協会ですか。それとも日水協のへ連した組織でございませんか。

営業課長

日本水道協会は(聴取不能)

19番

だからこれはですね、私がお聞きして
いるのは、一つの日本水道協会の下に九州地区の支部があって、そして沖縄の沖縄水道協会と、うのか末端の組織としてある訳でしょう。それから各市町村に置いてある訳ですね。これはだから負担金というものは別々に負担をしたければいけないかという事なんです。と申しますのはですね、一つのいわゆる沖水協にそれだけ負担金をやっても、沖水協の中が、九州、そして日水協というふうな

形では、とされたいがと、いうことなんでしょう。

営業課長

(爆音のため聴取不能)

19番

一つの水道協会としての、色々な研修
という場合にもですね、一応は日本協のあ
れとして、やはり読めでしょう。水道事業の研
修或は研究会、そういう。

営業課長

日本協の研修会もそれか、九州組
織の研修会もあります。

19番

それは、その地域環境に合わせた
あれで、読める読めですか。

営業課長

日本協の研修会もありますけど、
又九州の研修会も各ブロックごとにあります。

19番

ブロックごとのあれがあるというこ
とですね、はい、解りました。それとですね、
31号の量水器設備費、これは1,100個
予算計上されておりますか、これははさ

新しく設置する」という意味ですか。それと
も取り替えですか。

営業課長

これは新しく設置するつもりです。

19番

新設ですか。

営業課長

はい。

19番

そうかと、これはだけ多くなるという
予想があるという事ですね。それかその
う一車、これは水道事業のためだと理解
しておりますか。これはピックアップですか
乗用車ですか。

営業課長

現在ある1台は台替え、1台はピック
アップ(爆音のため聴取不能)

19番

1台は台替え、1台は新規購入という
ふうに見ていい訳ですね。はい。解りました。
終わります。

.....

12番

減価償却費ですけれどね、23,000,-ドルは、どういふふうな計算方式でやっておりますか。これは公的な方法でやっておりますか。水道部独自の見積りでなされたか。

営業課長

減価償却は、定額法で行なわれ、そして耐用年数は、市町村公営企業法でいう耐用年数でもってやっております。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時35分)
再開いたします。(午後2時37分)

2番

今先の質問の中にもありましたか、日本協、九州支部とありますが、その外に22頁の日本協総会350ドル×3人=1,050ドルとありますが、これはどういふふうなものでしょうか。

営業課長

これは日本協総会です。

2番

これは日本協です。

議長

暫く休憩いたします。(午後 2時32分)
再開いたします。(午後 2時35分)

学業課長

日本協総会、これは派遣旅費です。
負担金とは全然違います。

2番

その下りですね、研修旅費、本会の研修
ですか、上の方は1人800ドル、下り方は250
ドルの2人で1,000ドルでありますか、日教
の関係でこう違う訳ですか。

学業課長

上の研修旅費は2種類に分けてあ
りますけど、一つは、自治大学の公営企業
課に一応予定をしております。後の250
ドルの方は、その他の研修であります。

2番

はい、解りました。

議長

暫く休憩いたします。(午後 2時36分)

議 長
再開のお願い(16時44分)

13 番
受水費はかまわぬ。電の値が上がる。

営業課長
10答のお願い。12年度の受水給水費の訂正
書が32ページの方にある。

13 番
前年度との受水量のズレが大きい。違いがある。

営業課長
前年度の総受水量との差は、565.25リットルと
差が大きい。

13 番
その差と金額は。

議 長
休憩のお願い(16時46分)
再開のお願い(16時47分)

営業課長
11年度の受水費が259,898ドル、今年度の受水費
が292,947ドル、その差額は33,045ドル。

13 番

これは、千石のK. 3つK. と2つK. は、今でも夕方から水が出る状況だが、その1つK. を十分配慮しての予算の組み立てがどうかというところ。これは、K. の余剰の需要の違い、その1つK. を3つK. の入れかえしているところ。その辺を聞き取れる人が、今でも同じ校の人口や生徒の増加という検討や、その1つK. の、それともその1つK. 千石の事業態が起るといふことを考慮 ~~する~~ して、その1つK. の

営業課長

千石のK. 3つK. の所。

13 番

大丈夫です。これは、

営業課長

✓ 不承といたは、その1つK. の見直しをしております。

4 番

1款1項の予算業務費の中の報償費、集金人に対する報償費の人です。これは、何の根拠があるのか、何の条例でその1つK. があるのかです。

営業課長

これは、管理規程によります。

4 番

管理規程に於いて、給与等が未定であること
を、その旨を通知する旨の新聞記事が
掲載されている。

営業課長

二月中、一応三名を500名に計上してあり
ます。二月中の比率が98%に達した
場合。

4 番

98%に達した場合は、二月中の未定
を、その旨を退職金、報償費等の
支払いに充てる。

営業課長

その旨を通知する。請願制はあり
ません。未定を退職金等の退職金
に充てる。

4 番

役所の自治会長の委託費は、町村
にあり、同じ委託費。集金人口
は、その旨を通知する。

同じ委託業務は、その旨を通知する。
自治会長の委託の内容は、内容
に於いて、その旨を通知する。委託
の旨を通知する。外の市町村は、その旨
を通知する。

24
職業課長

外の市町村の期末手当の移入を出している所も
ありです。

18 番

集金人からという要望は人からというものです。
期末手当とか。という要望はというものです。=中口理
集金の市合には。という期末手当、或いは退職金
をある程度出してほしいと、というものを希望
し。外の市町村のものを何人か。一方は同じ事務
委託。また後所はそれ退職金或いは期末手当
を出している人が、集金人だけ出さないとという
問題がある人にもあるかと思っております。別集
金人からという外中という人が、問題はという
も、知ることが。しかし外のというものは集金業
務をやるに。外の集金業者は。期末手当
と。という出してほしいという関係上、問題になる
人にもあるかと思っております。=中口所検討を
願っています。

議 史

休憩 12:30 (16:20時 54分)

再開 12:30 (16:30時 19分)

19 番

=中口御くまのことは、非常にはいり=4人
です。27日の職員厚生費。=中口800円計上さ
してあります。体育諸行事及び洋服購入、物産講
習、その他。というふうには適合して。あります。

≡水は水道部の職員に任じられる。

營業課長

今度水道部の職員の負担を一人一人に割り当てるので、市職員はバスケットボール、公園、公園、公園の各、負担は割り当てる。

19 番

≡この場合とすべし。一般予算の中からは、このように割り当てる。水道部の職員は市職員という。一般の市職員は、このように割り当てる。特別にこの水道部の予算に組み入れる場合は、独立採算制でこのように割り当てる。

營業課長

一般合計に厚生費はあり。

19 番

≡このように厚生費はありと見られる。一般予算の中からは、このように割り当てる。このように割り当てる。

議 長

林 君 127 (午後3時21分)

河内 君 127 (午後3時22分)

議 長

質疑は終了と見られる。質疑は打ち切ります。このように見られる。

(要議として呼ぶ)

議 長

即要議ごさいの件、質疑を併せて
いたします。

本件に対する討論を求めます。

議 長

討論も省略するに即要議ごさいの
件。

(要議として呼ぶ)

議 長

即要議ごさいの件、討論を省略し
たいです。

議 長

議案第45号、1992年度直野湾市水道事業
全訂正案(案)を表決いたします。

議 長

本日の議案通り可決するに即要議ご
さいの件。

(要議として呼ぶ)

議 長

即要議ごさいの件、議案第45号1992

年度首野津市水道事業会計予算の案を通り可決決定いたす。

議 案

日程第2 議案第59号 地産の取得並に契約の件。上程いたす。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めらる。

総務課長

議案第59号 地産の取得並に契約の件。趣旨説明いたす。

本案の件は、去る4月の臨時議決会予算追加案の件として、普天向中學校の体育館敷地の購入資金として、36,000ドル計上いたす。

為此の件は、土地地主との折衝は、全部教育委員会の方で、本課に任せらる。その地主との取り決めの、整はる。是れ地産の取得並に契約の条件として、上程してはる。件数は、普天向中學校敷地、199坪、普天向の128番地の稲穂さん所有の地。

199坪の単価45ドル、金額は、8,955ドル。中から同じく633番地、595坪の内448坪、敷地の1170平方メートル、普天向の敷地、現在民有地の命を分筆して購入する予定は、同じく単価45ドル、20,160ドル、中から同じく638番地145坪の内購入する坪数、3.9坪、中から同じく単価45ドル、177ドル。

二れは、39時が過ぎた。

 本件Kの2月11日、市町村自治法第136条1

 項第9号、二れは、条例に定める契約、又ハ同

 法175条2項の重要議決にあり得る。3

 分ハ又以上の議決と、又ハ市町村職労及

 び營造物に関する条例、二れは、不動産の場合は

 8,000ドル以上のものを購入する場合は、議会の

 議決が必要とあり。又ハ同法第136条

 1項第2号は、10,000ドル以上の取得の場合、議

 会の3分ハ以上の議決が必要とあり。以上

 規定に基き、提案は、取り可。531く即議

 決を仰ぐ可。

議 決
 本案に對する 議決を 許し可。

議 決
 休憩 11時15分 (午後3時30分)
 再開 11時25分 (午後3時26分)

議 決
 案題もつた。採可と認めらる。案題を以

 て討論も省略する。二れは、即議決と認めら

 る。

(異議なし40分)

議 決
 . 即議決と認めらる。案題並に討論を

着任の長し。

議 長

議案第59号 成産の取得並に契約の川イ
を議決の可し。

原案通り可決するに付異議ごぞの可
人。

(異議なし)

議 長

御異議ごぞの可人、議案第59号成
産の取得並に契約の川イ、原案通り可
決の可し。

議 長

以上を以て、本日の日程は全部終了
の可し。次の本会議は6月29日午前10時
開会に可し。大勢御苦勞を以て。

散会 (16時38分)